

三島市スマートハウス設備導入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、住宅におけるエネルギーの有効利用を促進し、地球温暖化の防止を図るため、自ら居住する住宅にスマートハウス設備を設置する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三島市補助金等交付規則(昭和54年三島市規則第8号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅用太陽光発電システム 住宅の屋根等に設置し、太陽光を利用して発電する公称最大出力10キロワット未満の設備であつて、当該設備により発生した電力を電力会社へ供給できる設備のうち、別に定める要件に適合するものをいう。
- (2) 住宅用太陽熱利用システム 住宅の屋根等に設置し、太陽熱集熱器及び太陽蓄熱槽により構成され、給湯、冷暖房等に利用可能な設備のうち、別に定める要件に適合するものをいう。
- (3) 家庭用燃料電池システム 燃料電池ユニット及び貯湯ユニットから構成され、電気と熱の供給を主な目的とした設備のうち、別に定める要件に適合するものをいう。
- (4) 家庭用リチウムイオン蓄電池システム リチウムイオン蓄電池部と、インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の電力交換装置とが一体的に構成された設備のうち、別に定める要件に適合するものをいう。
- (5) 家庭用エネルギー管理システム 住宅居住者が使用する空調、照明等の電力使用量を個別に計測及び蓄積をして、これらの情報を通信端末機器等で表示する機能を有し、かつ、住居内における電力使用を調整するための制御機能を有している設備のうち、別に定める要件に適合するものをいう。
- (6) スマートハウス設備 前各号に掲げる設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者は、自ら居住し、又は居住する予定の市内の住宅(借家その他の賃貸借の目的となっている住宅等を除く。)にスマートハウス設備を新たに設置する者(スマートハウス設備が設置されている新築の住宅を購入する者を含む。)で、かつ、市町村税を滞納していない者とする。

(補助の対象等)

第4条 補助の対象及び補助金額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、スマートハウス設備の設置前(スマートハウス設備が設置されている新築の住宅を購入する場合にあっては、当該住宅を購入する前に)、補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) スマートハウス設備導入費補助金内訳書(様式第1号)
- (2) 見積書の写し、契約書の写しその他のスマートハウス設備の設置に要する経費の明細がわかる書類
- (3) スマートハウス設備の形状、規格等がわかる書類
- (4) 市町村税の納税証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容の変更(軽微なものを除く。)をしようとする場合
 - イ 補助の対象となる経費の額の変更(補助金額に変更が生じるものに限る。)をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならないこと。

(変更等の承認申請)

第7条 前条第1号の規定により市長の承認を受けようとする者は、スマートハウス設備導入事業変更等承認申請書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、補助事業完了報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 領収書の写しその他のスマートハウス設備の設置に要する経費がわかる書類
- (2) スマートハウス設備の設置完了後の写真
- (3) スマートハウス設備が設置されている住宅の付近見取図
- (4) スマートハウス設備の設置場所が確認できる図面
- (5) スマートハウス設備の品質を保証する書類の写し
- (6) 住宅用太陽光発電システムにあつては、電力会社との電力受給に関する契約書の写し
- (7) 住民票の写しその他の補助金の交付の決定通知を受けた者がスマートハウス設備を設置した住宅に居住していることが確認できる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は、制定の日から施行する。ただし、別表及び様式第1号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表(第4条関係)

補助の対象	補助金額
住宅用太陽光発電システムの設置に要する経費のうち、市長が適当と認めたもの	補助の対象となる経費の額と住宅用太陽光発電システムの公称最大出力値（公称最大出力値をキロワットに換算し、小数点以下2位未満を切り捨てた値）に10,000円を乗じて得た額とを比較して、いずれか少ない額とし、40,000円を限度とする。
住宅用太陽熱利用システムの設置に要する経費のうち、市長が適当と認めたもの	補助の対象となる経費の額とし、25,000円を限度とする。

家庭用燃料電池システムの設置に要する経費のうち、市長が適当と認められたもの	補助の対象となる経費の額とし、50,000円を限度とする。
家庭用リチウムイオン蓄電池システムの設置に要する経費のうち、市長が適当と認めたもの	補助の対象となる経費の額とし、50,000円を限度とする。
家庭用エネルギー管理システムの設置に要する経費のうち、市長が適当と認めたもの	補助の対象となる経費の額とし、10,000円を限度とする。

備考

- 1 同一の補助の対象の区分に対する補助金の交付は、1住宅につき、1回に限る。
- 2 事業の用に供する部分を有する住宅にあつては、次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。
 - (1) 居住の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であること。
 - (2) 事業の用に供する部分を住宅の所有者又はその同居人が生計を維持するため自ら使用するものであること。
 - (3) スマートハウス設備を主として居住の用に供する部分において使用すること。
- 3 三島市スマートハウス普及促進モデル地区住宅補助金交付要綱（平成28年3月 日制定）に基づく補助金の交付を受けているスマートハウス設備については、補助の対象としない。
- 4 スマートハウス設備の設置に要する経費が他の制度に基づく補助金の交付の対象となっている場合にあつては、当該設置に要する経費の額から当該補助金の額を控除した額をもって、この要綱に基づく補助の対象となる経費の額とする。
- 5 補助の対象ごとの補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。